

千葉県環境審議会 環境保全推進計画部会

第二回大気環境保全専門委員会

平成 19 年 6 月 22 日（金） 14：00～

千葉市総合保健医療センター4 階会議室

議事録

【司会】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成 19 年度第二回大気環境保全専門委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、足元の悪い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます、環境規制課の湯浅と申します。

よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、環境保全部長よりご挨拶を申し上げます。

【環境保全部長】

環境保全部長の志々目でございます。前回は所用がございまして、第一回目の委員会を欠席させていただきました。大変失礼いたしました。本日は、大気環境保全専門委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申しあげたいと存じます。委員の皆様方には、本日大変お忙しい中、また、雨の中を本専門委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。兼ねてより、私ども市の環境行政の推進にあたりましてご指導、ご協力いただいておりますことに対しても、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本日は前回に引き続きまして、千葉県の方で条例の制定にご尽力をされております千葉県の環境生活部大気保全課の大気特殊公害指導室長の木村室長様にもおいでいただいております。本当にお忙しい中ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、前回に引き続きまして揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例制定のあり方について、ご審議をいただければ、というように考えております。また、関連の条例といたしまして、先程ご紹介いたしました千葉県の方でも条例の策定に向けた作業を現在されておるところではございますが、最新の情報では今年の 5 月に環境審議会の方から県の方に答申が出されたということのようであります。9 月の議会に向けて上程をされるやに聞いておるところでございます。千葉市といたしましてもこの問題は広域的な大気環境の保全の問題でございまして、県と協力をしながら、整合を図るような形で条例の制定を検討し、進めていきたいと考えておるところでございます。こういう中で、本日は条例制定のあり方と併せまして、また、先生方にこれまでご審議をいただいている中で、いろいろなご意見をいただいておりますので、このご意見を取りまとめた内容についても併せてご審議をお願いできればと思ってお

りますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

今後のスケジュールでございますが、現段階におきましては、もしこの委員会でお取りまとめいただけるようでありましたら、今後部会を経て審議会としてのパブリックコメント、こういう手続きを経た上で、予定ではございますが、10月を目途に答申をいただき、市の方といたしましては、答申を踏まえまして速やかに条例案を作成し、議会の方に上程をしていければと考えております。委員の皆様方には専門的なお立場からご忌憚のないご意見を賜り、ご審議をお願いできればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

【司会】

次に、お手元の資料について、ご確認をお願いします。

次第のほか、資料1は、「(仮称) 千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する条例制定のあり方について」(案)でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。立本委員長、よろしくお願いいたします。

【立本委員長】

それでは、議事に入らせていただきます。議題(1)でございます。(仮称) 千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に係る条例制定のあり方について、でございます。これにつきまして、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

資料1について説明

【立本委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局のご説明について、何かご質問などありませんでしょうか。

ございませんか。

全然違うことなんですけれどもね、要するにVOCが出てくると一部オゾンと反応して1次粒子ができるというような話なんでしょう？化学反応して、大気にいろんなマイナスの影響を与える。

【環境保全部長】

窒素酸化物をはじめ、いろんな物質と反応して、粒子状の物質とオゾンそのものが生成されるということかと思います。

【立本委員長】

千葉市は、オゾンを調べているという例はないのですか。大気中のオゾン自身を調べているという例はあるのですか。

【環境保全部長】

基本的に光化学オキシダントの項目としてオゾンを計っているかと思うのですが。担当

の方からご説明いたしましょうか。

【立本委員長】

トータルで計っているのか。

【環境保全部長】

そうですね。オゾンだけではありませんので。

【中西委員】

今大気中の光化学オキシダントは、以前は中性ヨウ化カリウム法という湿式で光化学オキシダントを計っていたんですけど、最近は測定方式が乾式、ドライの方式になりました、オゾンだけを計っている。

【事務局】

光化学オキシダントとして計っております。

【立本委員長】

何かございませんか。

【事務局】

今のご質問で、来たばかりで申し訳ないのですが、私ども環境情報センターと申しまして、市内で大気汚染と環境のものを計っておるのですけれども、今のご質問の内容を私なりに聞いた中でご説明いたしますと、現在 9 局で光化学オキシダントというものを計っております。オゾン自体を過去にも計っていたことがあるのですけれども、今は全て乾式の方にオキシダント系のものは移行しておりますので、その乾式の場合で計っているものはほとんどオゾンとイコールというように考えております。

【立本委員長】

今、中西委員もそうにご説明いただいております。ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

【松川委員】

定義付けのところで細かいところで申し訳ありませんけれども、8 ページなんですけれども、真中あたり、塗装施設、印刷施設、接着施設などの規模の要件というところがございまして、揮発性有機化合物の使用量の合計が 1 年当たり 6 トン以上ということになっていますが、揮発性有機化合物というのは、例えば塗装施設で言いますと、塗料自身の話なのか、その中に含まれるある揮発性のものだけを指すのか、ちょっと疑問なんです。

おそらく塗料によっては含有量がまったく違いますから。この文面からはちょっと読み取れなかったものですから。定義からも読み取れないので、いかがでしょうか。

【事務局】

塗料の中に VOC が含有されている量ということでお願いしたいと思います。ですから、年間使用量 50 トンとしまして VOC 含有率が 20%とすれば、10 トンということです。

【立本委員長】

そのほか。はい、どうぞ。

【相原委員】

13 ページの計画のところなんですけれど、その④ですけれど、その中の自主的取組計画を変更したときは遅滞なく、ということなんですけれど、設備工事とか計画していたのが、一ヶ月遅れたとか、二ヶ月遅れたとかそうした場合でもやはり計画通りではないので届出がその都度必要になるのでしょうか。ですから、どの程度の変更を遅滞なくという、届出を必要とするか、その部分がちょっと不明確なんですけれど。

【環境保全部長】

今ご指摘されましたように、この計画については今後具体的なある程度雛形をお示ししようかと思っておりますが、今お話にありましたような若干の工事による変更だとかそういうものというよりは、当該年度の排出削減量ないしは、目標年度の削減量といったような基本的なフレームに関するようなものを計画として定めていただくことを予定しておりますので、そういったものに変更がある場合という理解で対応していただければよろしいのじゃないかと思いますが、いずれにしても計画の具体的な雛形等お示しする際は、そのあたりについては、この後また十分ご説明できるように対処させていただきたいと思えます。

【立本委員長】

よろしゅうございますか。

そのほか。

同じページなんですけれど、13 ページの①番は市長に報告しなければならない、ということで、②番は事業者以外のときは報告をすることができる、という、実際にはこれでいいんですか。同じように、しなければいけない、とするときつくなるんですか。

【環境保全部長】

ここについては基本的に報告を義務付けている施設によって特定される特定施設ということになるかと思いますが、それ以外の者であっても自主的に報告して自らそういう削減を枠組みに則って対処していきたい、というような者がある場合については、自主的に報告することができるそういう規定を設けているということでございまして、具体的には現行の要綱におきましてガソリンスタンド等の施設、これは今回義務が発生する施設になっていないわけなんですけど、例えばそういう方々が要綱の施設ではありましたが、報告をしたい、ということでそういう取組をされるような場合については、②の方が対象となってくるということで、ある程度幅を持たせて規定をしているということでございます。

【立本委員長】

事業者以外の VOC の発生割合といいますか、全体の使用率というのはどれくらいあるんですか。多いか少ないかだけどうなんですか。

【環境保全部長】

基本的には要綱で定めているところで削減されている量は、平成 12 年度のベースでいう

と 540 トンくらいという風に試算をしております、千葉市全体でいうと 8400 トン弱ですね。ただ、今後法律に基づき削減がなされる量が 2500 トンほどございまして、必ずしも要綱プロパーだけで削減される量がそんなに多いわけではないんですが、基本的に要綱で今まで削減してきたものは、引き続き条例の中でも確実に削減を担保する、というような趣旨で義務的に報告する大半の施設については今回条例の対象としてきたと、そういうことでございます。

【立本委員長】

何か、そのほかございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【松川委員】

これも定義なんですけれど、揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者というところの定義付けで、これは取扱い施設を持っているところが事業者になっているわけですね。持っていないところはこの事業者以外の事業者ということですよ。

一つはですね、質問したいことは、塗装施設というものがございまして、一般市内においては建築物で建築するのに塗装しているとか、わが社、千葉ではありませんけれども他所の事業所で造船所なんかを持っていまして、外で塗装している、大気中でですね、そういうものは取扱事業者以外の事業者になりえるんだと思うのですけれども、その辺のところの責務というのがよくわからないな、と。

一般的な、例えばここ言いますと、そういう建築事業者の人は事業者になるのか、市民になるのか、とそういうことです。

【環境保全部長】

今のご質問でございしますが、建築の関係でありますとか、造船で塗料を塗っているという方については、先程の申し上げましたように今回の条例の策定の趣旨というのが県と同じなんです、今までの要綱で押さえてきた部分、これは条例ができると要綱の効力がなくなってしまうので、条例の方で新たな枠組みで削減を図っていくということになりますので、まずは、今まで条例で押さえてきたものについて対象とさせていただくということでありまして、今ご指摘のような造船で塗料を使っている場合ですとか、建築で使っている場合につきましては今の施設の定義でいうと該当しませんので、まさにご指摘のとおり、その他の事業者として、もし手を上げていただけるのであれば、義務のかかっている事業者と同様に報告、あるいは公表という手続きが対象になってくるという理解でございます。

【立本委員長】

よろしいでございましょうか。ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【桑波田副委員長】

11 ページのところの責務のところの市の責務のところの 2 番目なんですけれど、自ら率先してということで、抑制の取組を行うよう努めるということで、グリーン購入のこと

をおっしゃっていましたが、それ以外に具体的には。指針の方でまた伺いできると思うのですが、少し対策的なものとかは？

【環境保全部長】

今のご指摘の市の責務でございますが、私どもも市として環境配慮型の取組をどうやって進めていくか、ということに関しましていくつか枠組みがございまして、一つは先程、久能規制課長が申し上げましたようにグリーン購入の対象として VOC を含まない、ないしは含有量の少ないものをある程度特定して使ってもらうように購入の手続きでやっていくというのが一点と、もう一つは私どもは全ての施設ではありませんが、主要施設は ISO の取組なんかもやっておりますので、この仕組みはこのあたりにご存知のとおり毎年見直しをしながら改善していくということでございますので、こういった中で対象にできるかどうか、そういうところは案としては想定できますが、ただこれから庁内ここについても調整をしていく必要があるものですから、今想定できるのはそのあたりの対策かなというように考えております。

【立本委員長】

そのほかございませんでしょうか。

それではないようですので、またあれば後ほどお伺いいたしますけれども。

この件に関連がある中で、「条例制定のあり方」と併せて、第一回目に県の方からもいろいろコメントをいただきましてお勉強させていただきました。さらに、各委員の方々からいろいろご提案をいただきました。このご提案等につきまして事務局の方でまとめましたので、そのまとめた結果を事務局の方で用意してあります。お配りいたしますので、その内容について検討してまいりたいと思います。

それでは、事務局の方で説明をお願いできますか。

【事務局】

（仮称）千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例制定のあり方（案）に関する大気環境保全専門委員会の主要な意見（たたき台）の説明

【立本委員長】

はい、ありがとうございました。ただいまの皆様のご意見等をまとめたたたき台でございますけれど、これにつきまして、なにかご意見ございますでしょうか。

【相原委員】

追加でお願いしたい点としましては、今まで要綱で削減してきまして、これからは今は濃度が薄いとか、技術的にいろいろ問題があると思うので、そういう先進技術等ありましたら、それを企業の皆さんに開示していただきたい。それを導入するかどうかは企業側にあると思うんですが、そういう新技術、低濃度のものに対しての新技術を指導していただきたいという一点と、昨今温室効果ガスとの絡みですね。弊社の VOC の削減としては燃焼脱臭等行っているのですが、低濃度のものになりますと燃料使用量が反対に増えてしまうという形になりまして、温室効果ガスとどちらを優先するか、という点のときに VOC

何キロ削減のためには、燃料としてはどこまでが環境量がいいのか、どちらを優先するか困ってくると思うんですね。VOC は削減したわ、ただし温室効果ガスは増えたわというときに、届出をするときにどちらを優先するか、そこらの目安的なものが出せればお願いしたいと、その二点です。

【立本委員長】

はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。

一つは低濃度系の先端技術の紹介等をしていただくようなことはできないだろうか、お願いしたい。もう一つは VOC を下げることと温室効果ガスが増えるということとの絡みをどのようにすればよいかということでございますけれど。

【環境保全部長】

ただいま二点ご意見をいただきましたので、一つずつご提案させていただきたいと思いますが、一点目の低濃度の VOC の処理をするに当たっての先進的な技術等を開示していただけないかということでございますが、これについては先生方のご意見をお聞きできればと思いますけれど、今お配りいたしておりますこの資料の 3 番目のところに基本的にベストプラクティスとして紹介できるもの等については公表すること、ということでこの中に入ってくるのではないかと思うのですが、より今のようなご指摘を明確にするということであれば、例えば低濃度の VOC の削減等を図るにあたって先進的な技術の紹介等に努めることとかこういったような主旨のことを特書きで 3 のところに入れるような形が一つあるのではないかと存じます。これはご提案でございます。

二点目が CO₂ の削減と VOC の削減をどういうように配慮していくかということでございますが、あらゆる環境問題、水処理でも何でもこういうのは出てまいりまして、今回の場合については、あくまでも自主的な取組みの中でやっていただくということでございますので、もちろん違う行政的な要請は CO₂ を初め、他の環境問題もあるわけでございますので、このあたりについてそういうどちらがどういうようなバランスになるかという関連の資料等を私どもとしてお示しすることはできても、CO₂ についても VOC についても削減の枠が設けられて、これをこれ以下に削減してくださいという規制ではないわけですから、この辺についてはむしろ事業者の自主的な判断である程度対応されるというところもあるんじゃないかと思っておりまして、いずれにしてもこのあたりは指針の策定等、今後詳細な中身を詰めるにあたって、またいろいろ意見を交換させていただくということでお願いをできればと思うのですが、いかがでしょうか。

【立本委員長】

いかがでございましょうか。

【相原委員】

最初のは今のご意見でよろしいです。

二番目は、企業側としましては、届出の度に VOC のとき言われて、今度こっちのとき言われて、そのバランスをどうとっていくかが、悩ましいという形になると思うんですね。

計画を出すときに炭酸ガスは増やしたくない、だから VOC はこれぐらいでやめておこうかというのが、そこらがその都度悩ましいなというのが実態です。

なにかやはり目途的なものがあればと思います。高濃度だから温室効果ガスとしてはこれくらいだけど、VOC の方は効果があるだろうと、そっちをとるか、とかですね。目安がないと、どちらをとるか企業にお任せします、といわれても、自主的ですけども、なんか指針があればやる側としては、あればありがたいです。

【環境保全部長】

確かに今のご指摘は、実務としてはごもっともな観点かと思います。直ちに私どもも CO₂ と VOC どちらをどの程度バランスとっていくかと申し上げられるような状況ではないものですから、例えば VOC の処理にあたってどれくらいのエネルギー量を使うとかですね、他の業界の方もいらっしゃいますので、どの程度の対策まで自主的に皆さんやられるのかという、そういういわゆる総和間的なものもあろうかと思いますが、少しここは私どもも勉強させていただきたいと思いますので、この場ではそのところのバランスの基本的考え方はなかなか申し上げられない状況でございますので、ご理解いただければと思います。

【相原委員】

環境に対してどちらを優先したらよいか、ですね。温室効果をとるのか、SPM をとるのかという点で、それが比率で企業によってはどちらが比率が高いか温室効果を減らすか VOC の効果が大きいかと環境に対しての影響がどちらが効くのですか、ということです。いろんな業者があって、その比率をどっちをとるか、いろんな業者によって濃度がいろいろあると思いますから、そこでどちらを選ぶかという形になってくると思うのですけど。

【立本委員長】

環境に対しての基本的なことになりますよね。

【相原委員】

社内でも設備に金をかける話のときに、こっちでこちらを抑えられる、こっちではこちらを抑えられる。設備投資しますよ、どっちをとるんですか、というとき設備投資の金を出すのが苦しいと思います。

【木村室長】

担当の率直な意見としましては、今の状況というのは、温暖化も含めまして光化学スモッグも大変な状況にあるという認識なんです。ですから、どちらも下げていただきたい。本当のところは。

【相原委員】

VOC で温暖化ガスを出さずに、電力も関係しますよね。電力を使えば温室効果ガスとして換算しますので。電力も使わない、燃料も使わないで VOC を削減するいい方法があれば。

【木村室長】

我々よりもおそらく技術的には企業の方が知見をお持ちだと思いますので、そういった

知見の中でどれが最も環境に対していい結果を生むのかということを模索していただきたいというのが腹の中にはあります。

【立本委員長】

今のことは非常に難しい問題で、考えることは易しいと思いますけれども、実際に行うということになると非常に難しい問題がかかるので、どうですかね。文章で残すかどうか。ここの例えば 5 番目に事例の効果等については調査、研究を行うこととありますので、一応ペンディングとしてこの中に残させていただいて、今後いろいろな場面を通じてどうすればいいかということを調査、研究させてもらうということではまずいですかね。難しいかと思いますので。皆さんの意見等も入れながら、行政の方も他県のことだとかいろんなことを踏まえて調査、研究するというところでよろしいでしょうかね。すぐ結論は難しいんじゃないかと思います。

先程室長さんが言われましたように、どちらも下げるように努力をすることは必要だろうと思います。

そのほか、なにか。はい、どうぞ。

【松川委員】

これも追加をお願いをしたいのですが、もともと千葉県のものが先行していました、その趣旨を踏まえて千葉市でも条例を作るというお話で、われわれ企業側としましては、特に環境の法律というのはいろいろな法律があって、非常に理解が難しいのですね。実務レベルでは非常に専門性がある。ですから、最初の環境保全部長さんのご挨拶でも大気という性質上、千葉県と千葉市を全く違う条例にはできないというお話があったと思うんですが、企業の立場としましては運営自身も条例も千葉県と同じような運営方法にしていきたい。例えば、報告の様式が千葉県と千葉市で違うとかですね、もっと極端なことを言ってしまうと条例も全く同じにしてもらいたい。

私どもは全国的にいろんな事業所がありまして、環境の担当の間でこういうディスカッションで監査をやると法律ではこうだけど、条例ではまちまちでぜんぜん理解ができないんですよ。何が規制値でどうなることが法律を守ることなのか、よくわからない、ということで、それを少なくとも運用面に関しては同一の運用をとるようにお願いをしたいと思っています。

【環境保全部長】

今、ご指摘の条例の制定とその運用に当たっての県条例との整合ということでございますが、条例の策定にあたっては千葉県の方で検討の段階から私ども千葉市と中核市の船橋市も参画をさせていただいて、同じ議論の場でこのたたき台を勉強させていただいてきたということでございまして、実務的に情報も含めて県と連絡をとりながら、先程ご指摘のとおり広域の問題でございまして、基本的に違った対応をとるというものいろいろな問題が生じますので、そこは可能な限り整合を取るよう努めております。

また、運用につきましても当然毎年の運用と一定期間がたったところで見直し等もやっ

ていきますので、そのときに千葉市だけ独自の違った見直しもできませんので、施行の段階においても県とこのあたりの実績あるいは指導のあり方等についても、いろいろ意見交換させていただいて、なるべく齟齬がないような形でやっていきたいと思いますが、ただ条例でお互い県の議会と市の議会をかけてまいりますのでその後、議会における議論を経た上でということになりますので、そこだけをご承知おきいただければと存じます。

【立本委員長】

少なくとも報告書であるとか、報告のシステムというか、様式だとかそういうようなところは県と一致ということではできないんでしょうか。

【環境保全部長】

基本的にこの後の指針でありますとか、報告の様式等についても県と一緒に検討していきますので、まさに今のようなご心配がないようにそこは十分配慮していきたいと思えます。

【立本委員長】

できる限り同じにしていいただければ業者も大いに助かるものだと思うので、よろしくお願いします。

そのほか。ございませんか。

そうしますと、新たに三つ追加という話になったわけですが、それらは、3のところに一部詳細に書いていただくということ、ならびに、温室効果等につきましては5のところに入れさせていただく。今の件につきましては、新たに8として起こしますか。どうしますか。

【環境保全部長】

今のご指摘の県条例との整合のお話は非常に重要な点だと思いますので、今、立本委員長ご指摘のとおり、8番目の形で、運用にあたってはですね、様式の話も必要があれば表現として、施行にあたっての詳細な規則、ないしは運用にあたっての整合が図られるように努めることというような形で文章を追加させていただく方向で変更させていただきたいと思えます。

【立本委員長】

いかがですか。それでは、たたき台は7つでございましたけれども、新たに8つ目といたしまして今の運用の件を起こさせていただいて、専門委員会の主要な意見として取りまとめさせていただくということでよろしゅうございますか。もう少し余裕があるんですかね、時間的に。あるならば、また後日このような、例えばFAXだとかそういうのは可能でしょうか。

【事務局】

それにつきましては、この専門委員会の意見を環境保全推進計画部会の方にあげさせていただきまして、そちらの方で検討させていただきますので、その部会の予定が8月の中旬頃を予定しております。と言うのは、環境審議会の委員の任期が6月いっぱいでございます。

ます。それから 7 月に委員の委嘱等を行いますので、部会の開催がやはり 8 月になると思います。それまで期間がございまして、意見をいただければというように考えております。

【立本委員長】

8 月の中旬だそうですので、7 月いっぱいくらいまでにご意見等がございましたら、FAX なり、電話等で事務局の方にお知らせ願いたい、と。それで、これは部会にあげるのに、答申書を作らないといけないですか。

【環境保全部長】

部会にあげる際は、専門委員会のご審議いただいた付帯的な意見という形で併せてこれはまず報告させていただいて、また部会の方でもご審議いただくことになろうかと思えますので、最終的には答申の際に部会でご検討いただくということになろうかと思えます。従いまして、ある一定のまとまったものを専門委員会として今回 8 月前の段階でお取りまとめいただき、これを次の部会にご報告できればと思っております。

【立本委員長】

それでは今の主要な意見のたたき台が 1 から 8 項目ございまして、これを事務局の方で整理していただきまして、それを各委員に配布し了解を求めた後に部会にあげていくということによろしゅうございますか。

あるいは、内容等、また意見がございましたら、副委員長、事務局と私とでたたき台を作って委員に配布し、了解を求める、ということによろしゅうございますかね。

では、そうさせていただきます。

そうすると、次に議題（２）のその他でございすけれど、何かありますか。

【事務局】

それでは事務局の方からその他ということでご報告させていただきます。先程、うちの環境規制課長の久能の説明と一部だぶるところもあるかと思いますが、お話をさせていただきます。

次に開きます第三回の専門委員会の日程についてでございますが、千葉市環境審議会の委員の任期が 6 月いっぱいとなっております。7 月に、新たな委員の委嘱等の手続きがございまして、次の環境保全推進計画部会を 8 月頃に開催したいと考えておりまして、この部会で、ご意見を頂き、通常の手法であれば審議会としてパブリックコメントにかけることになろうかと存じます。従いまして、次回の専門委員会の開催は 9 月中旬に調整をさせていただいた後、10 月中旬位に開催できればと考えておりますので、よろしく願います。

また、後日、本専門委員会の議事録案を送付させていただきますので、委員の皆様には、ご確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

【立本委員長】

はい、ありがとうございました。その他特にございませんか。ございませんので、これで本日の専門委員会は終了させていただきたいと思います。本日は県の方から木村室長さんにおいでいただきまして、コメント等もいただきました。前回を通じありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第二回大気環境保全専門委員会を終了いたします。

【司会】

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。
本日はご苦勞様でした。

以上